

根室市アジア圏輸出促進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、アジア圏に向けて根室市の高品質で安全な水産物等の輸出を促進するため、関係者一体となった取組みを推進することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、根室市アジア圏輸出促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、本会の趣旨に賛同する者を委員とする。

2 協議会の組織後に必要があると認める者を委員として加えることができる。

(事務事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務事業を行う。

- (1) 輸出のための情報収集、調査、分析及び提供に関すること
- (2) 輸出促進のための生産者・加工業者等の相談窓口の設置に関すること
- (3) 輸出促進のための人的交流に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他目的達成のために必要な事項

(役員及び職務)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 1名
- 2 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告しなければならない。
- 6 役員の内任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第4条に規定する事務事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

2 会長は、オブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は委員の2分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は会議に出席できないときは、代理の者を指名し、出席させることができる。
- 5 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面議決)

第9条 会議を開くことができないときは、会長は期限を指定し、書面により議決することができる。

(幹事会の設置)

第10条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、根室市に事務局を置く。

- 2 事務局長は、根室市総合政策部長とする。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、会費、負担金、補助金、交付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散及び解散した場合の会計の処分)

第15条 協議会は、第4条の事業の終了をもって解散する。

- 2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算し、監事であった者がこれを監査する。

(その他必要事項)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年5月24日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の会計年度は、この規約の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。

根室市アジア圏輸出促進協議会役員名簿

- 1 協議会規約第3条に規定する委員は以下のとおり。

| 職 名 | 氏 名 |
|--------------------|---------|
| 根室市長 | 長谷川 俊 輔 |
| 根室水産協会会長理事 | 廣 田 秀 樹 |
| 根室商工会議所会頭 | 山 下 洋 司 |
| 根室漁業協同組合代表理事組合長 | 大 坂 鉄 夫 |
| 歯舞漁業協同組合代表理事組合長 | 竹 内 一 義 |
| 落石漁業協同組合代表理事組合長 | 中 野 勝 平 |
| 根室湾中部漁業協同組合代表理事組合長 | 高 橋 敏 二 |

- 2 協議会規約第5条に規定する役員は以下のとおり。

| 役職名 | 職 名 | 氏 名 |
|-----|-----------------|---------|
| 会 長 | 根室市長 | 長谷川 俊 輔 |
| 副会長 | 根室水産協会会長理事 | 廣 田 秀 樹 |
| 副会長 | 根室商工会議所会頭 | 山 下 洋 司 |
| 監 事 | 根室漁業協同組合代表理事組合長 | 大 坂 鉄 夫 |

(任期：平成22年度～平成23年度)

- 3 協議会総会において決議し、委嘱したアドバイザーは以下のとおり。

| 職 名 | 氏 名 |
|-------------------------|-------|
| 元三菱商事(株)ハノイ事務所ベトナム総代表補佐 | 荒 川 研 |

(委嘱期間：平成22年度～平成23年度)

- 4 協議会規約第6条に規定するオブザーバーは以下のとおり。

| 職 名 | 氏 名 |
|-------------------------|-----------|
| JETRO 北海道貿易情報センター所長 | 相 馬 巳貴子 |
| JETRO 北海道貿易情報センターアドバイザー | 佐 藤 樹 生 |
| 早稲田大学大学院 | トラン ホアイ ヴ |
| ハノイ工業大学人材養成派遣有限会社 | 中 野 英 之 |
| 根室市議会議長 | 波 多 雄 志 |
| 北海道根室振興局長 | 岡 崎 博 繁 |

(平成23年度オブザーバー)

- 5 協議会規約第11条に規定する事務局の所在地は以下のとおり。

| 役職名 | 職 名 | 氏 名 |
|------|-----------|---------|
| 事務局長 | 根室市総合政策部長 | 長谷川 時 寛 |

(事務局所在)

〒087 - 8711 根室市常盤町2丁目27番地 根室市総合政策部内
根室市アジア圏輸出促進協議会事務局 電話 (0153) 23-6111